

翻訳「1972年修復憲章」

森田義之・鳥海（大竹）秀実

「修復憲章」について

芸術作品は、都市環境から建築・絵画・彫刻の記念物まで、また旧石器時代の出土品から民衆文化の造形表現までの最も広い広義の意味において、有機的かつ均衡ある方法で保護されるべきという良識は、必然的に専門的な法的規定の策定につながり、それが定める領域の中で、保全や予防としての保存行為、もしくは正確に表現するならば修復介入処置が行われる。このような意味で、放恣な復元修復から徐々に改善を重ねてきたイタリアの修復実践の集大成として、「修復憲章 Carta del Restauro」と呼ばれる文書が早くも1931年に起草されたことは、イタリア文化の名誉の称号と言える。そこでは対象は記念建造物に限られていたが、一般的規定を絵画芸術や彫刻芸術のあらゆる修復にも当てはめ拡大することは容易に可能であった。

残念ながらこの「修復憲章」が法的強制力を持つことは決してなく、その後、厳密な技術的基準なしに美術作品が修復に晒される危険の認識がますます高まり、1938年にこの必要性に対処すべく、美術作品のために中央修復研究所[Istituto Centrale per il Restauro、現在の保存修復高等研究所 Istituto Superiore per la Conservazione ed il Restauro (ISCR)]が創立され、大臣指名の委員会に考古学をはじめ造形美術のあらゆる部門を包摂する統一規定の作成が託された。この規定は金字塔とも呼ぶべきものであったが、これまた法的強制力を持つことはなく、行政の内部規定にとどまり、その後中央修復研究所が考え出した理論や実践も、イタリア国家の美術作品のすべての修復に適用されたわけではなかった。

修復（とりわけ歴史的な環境の取り壊しや改変）における過去の横暴さに対する無力状態を見ても、戦争で破壊されたモニュメントを目の前にして、致し方ないにせよ非難を免れえない感傷主義の後押しで保護が厚くなり、イタリアの修復活動が誇りとしていた慎重さや抑制なしに復元や再建が行われた結果からも、修復に関するこのような規則の法制化が実現しなかったことが、いかに有害であったか気づくのに時間はかからなかった。誤解された現代性と大規模な都市計画にとっては、小さな損傷さえあってはならず、都市の拡張と交通の利便性のために、環境という概念は尊重されなくなっていた。

それが、個々のモニュメントの保存という狭い範囲を越えて、「修復憲章」やそれに続く諸準則に目ざましい進展を見せたのである。芸術作品の中でも主要な領域である絵画と彫刻の分野では、法的規定がなかったにもかかわらず、極めて慎重な修復により、不幸にも外国で行われた致命的に過剰なクリーニングといった重大な損傷は避けられた。とは言え、方法の統一化の必要性は、明らかに重要な個人所有の作品に効果的に介入するためにも、国家所有や公共の作品などの国民的な芸術遺産にとっても、不可欠であることが明らかとなった。

「1972年修復憲章」

第一条

広義における、あらゆる時代のすべての美術作品は、たとえ断片であっても、記念建造物から絵画や彫刻の記念物に至るまで、また旧石器時代の発掘品から民衆文化や現代美術の造形的表現に至るまで、いかなる個人や法人に属するものであれ、その保全 [salvaguardia] と修復 [restauro] について、「1972年修復憲章」 [Carta del Restauro 1972] と名付けられる本規則に従うものとする。

第二条

前条に示された作品の他、記念碑的、歴史的、環境的価値を有する建造物の複合体、とりわけ歴史的な中心地区 [centro storico] は、その保全と修復を保証するために、同様に扱われるものとする。伝統的な配置で保存される美術コレクションおよび家具調度品、特別の重要性をもつと考えられる庭園や公園も同様である。

第三条

第一条と第二条で定めた作品の他、地中および水中の調査に関連する歴史的遺物の保全と修復を保証するための処置も、ここに定める規則に入るものとする。

第四条

保全とは、作品への直接的介入を伴わないあらゆる保存的措置を指し、修復とは、前条で定められた作品や事物を良好な状態で維持し、判読を容易にし、総体として未来に継承するためのあらゆる介入を指すものとする。

第五条

歴史・芸術的、文化的遺産の保存に関して責任を負う各文化財監督局[Soprintendenza]および各研究所は、国家あるいは法人、個人の責任で遂行するかを問わず、保全と修復の作業について、また地中および水中の調査について、詳細な年間計画を作成し、その計画は、古代遺物美術品最高会議[Consiglio Superiore delle Antichità e Belle Arti]の承認を得た上、文部省[Ministero della Pubblica Istruzione]からの認可を受けることとする。

上記の計画については、提出に次いで、第一条の作品へのあらゆる介入に関して、専門的報告書により説明と立証がなされねばならず、この報告書には、作品の保存経緯の他、その現状、必要とされる介入の性質とそれを実施するための経費が示されなければならない。

報告書も同様に文部省の認可を受けなければならないが、緊急の場合や疑問がある場合、あるいは法律で規定されている場合には、あらかじめ古代遺物美術品最高会議の判断に従う。

第六条

保全と修復の処置は第四条の目的に対応していなければならないが、第一条、第二条、第三条のすべての美術作品について、等しく以下の介入が禁じられる。

- 1) 完成作品の外観がどのようなものだったのかを示し推測させる視覚的記録がある場合であっても、様式的に補完したり、簡略化した形であれ類似的に補完すること。
- 2) 作品の時間的推移を消し去る除去や解体。ただし作品の歴史的価値を損ねている不適切な部分変更や、作品を偽るような様式的補完はこの限りではない。
- 3) 除去、再構成、あるいは元来とは異なる場所への設置。ただし、優先的な保存上の理由から決定された場合を除く。
- 4) 美術作品や、モニュメントや環境の複合体、家具調度の一式、庭園、公園などが今日までその中で存続してきた付帯的・環境的条件の変更。
- 5) パatina[古色]の変更や除去。

第七条

第六条と同じ目的に関し、第一条、第二条、第三条のすべての作品について、等しく以下の処置と補完が認められる。

- 1) 安定化のための付帯的要素の付加と、歴史的に確証された小さな部分の補完。個々の場合に応じて、補完部分の境界を明瞭に示すか、あるいは調和していても肉眼ではっきりと識別できる差異化された材料を用いること。特に古い部分と接する箇所には、可能なところに印や年代をつけること。
- 2) 絵画と彩色木彫のクリーニングは、パatinaや存在するかもしれない古いワニスを尊重して、決して彩色層にまで達してはならない。またその他の全ての種類の作品においても、作品そのものを構成する材質のなまの表面にまで達してはならない。
- 3) 確実な記録のあるアナスティローシス[現場に見出される当初の部材を用いた復元]、断片化した作品の再構成。欠損の多い作品の処置は、少量の空白部分を肉眼ではっきり識別できる技法で再構成するか、オリジナル部分とは異なる高さにしたニュートラルな色面を用いるか、もしくはオリジナルの支持体を見えるように残す。いずれにせよ、形象部分を「全く新しく」補完したり、作品の形象性にとって決定的な意味をもつ要素を挿入することは決して行わないこと。
- 4) 作品の安定化と保存の目的で、内部構造、下層もしくは支持体に改変を加えたり新たな材質を入れたりすること。ただし、処置後に、表面を観察して色彩的にも材質的にも外観に変化がないこと。
- 5) 古来の環境や配置がもはや存在しないか破壊されてしまった場合、あるいは保存上の諸条件が撤去を必要としている場合に、作品を新たな環境に置いたり配置したりすること。

第八条

作品あるいは作品の隣接部分へのあらゆる介入は、第四条の目的のため、将来行われうる保全と修復の新たな処置を不可能にしないことが確実な方法、技術、材料によって行われなければならない。また、あらゆる処置について事前に研究し、その根拠を記述

しなければならない（第五条最終項）。処置の経過については日誌をつけ、それに続いて処置前、処置中、処置後の写真記録を付した最終報告書を作成しなければならない。さらに、物理学、化学、微生物学、その他の科学を用いて行った調査や分析があれば、すべて記録しなければならない。これらすべての記録は、一部は所轄の文化財監督局の記録庫に保管され、もう一部は中央修復研究所へ送付される。

クリーニングの場合、処置された箇所のできる限り端のほうに、介入以前の状態に残したサンプルを保存しなければならない。一方、付加物がある場合、除去した部分を可能な限り所轄の文化財監督局の特別記録庫・保管庫に保存するか記録に残さなければならない。

第九条

現在用いられている、もしくは認められている処置方法や材料に対して、新しい修復方法や材料を適用する場合は、中央修復研究所の所見と確認を得た上で、文部省より認可を受けなければならない。中央修復研究所はまた、旧式で、有毒な、そして試験されていない材料と方法を用いないよう勧告し、新しい方法と材料を提案し、研究所所属の設備や職員とは別に設備や専門家を必要とする研究を決定する業務を、文部省において推進する権限を有する。

第十条

汚染作用や、温湿度などの環境変化から守るための措置は、第一条、第二条、第三条の作品について、物質の外観と表面の色を著しく変化させたり、作品が歴史的に伝承されてきた環境に本質的かつ恒久的な変更を強いるものであってはならない。しかし、この種の変更がより優先的な保存の目的のために不可欠である場合、変更は、制作された時代に対していかなる疑問も生じさせない、最も控えめな方法でなされなければならない。

第十一条

記念建造物、絵画、彫刻の修復、歴史的な中心地区の全域的な修復、そして遺跡発掘の修復に適用する具体的な方法は、当規則の附則A、B、C、Dにそれぞれ詳述する。

第十二条

技術的な管轄の権限が不確かなとき、あるいは技術的な係争が生じた場合は、所轄の文化財監督官や研究所の長の報告に基づき、古代遺物美術品最高会議の意見を聴取し、

大臣が決定を下すこととする。

附則A

古代遺物の保全と修復に関する準則

修復憲章の条文に含まれる一般規定の他に、古代遺物の分野では、第三条で示される地中および水中の調査に際して、考古学的地下遺構の保全および出土物の保存と修復に關して、以下の特殊な要件を考慮する必要がある。

考古学的地下遺構の保全にとって極めて重要な問題は、土地の収用、特別な規制の適用、考古学的保護区および公園の造成に関する一連の規定や法律と必然的に結びついている。様々な事例でとられる多様な措置に際しては、いかなる場合でも常にその土地をあらかじめ入念に精査しなければならない。すなわち地表に見出されるすべての資料や、散在する陶器類の破片を収集し、地上に露出しているものの記録をとり、さらに航空写真や土地の（電気、電磁波などによる）探査も活用することによって、その土地の考古学的性質について可能なかぎり完全な情報を得る。その結果、保全法規の適用、規制の性質と範囲、調整計画の作成、農耕や建設工事を実施する場合の監視のためのより正確な方針が可能となる。

海底の考古学遺産の保全は、水中の発掘を規制し、古代の船やその積み荷、水没した廃墟、水中に沈んだ彫刻の残存物が無差別かつ無分別に侵害されるのを防ぐことを目的とした法律や規定と結びつき、保護および水中学術調査の計画立案のため、海底に水没するあらゆる残存物と記念物を記録した詳細な海底地図^{フォルマ・マリス}の完成を目指して実施する、専門家によるイタリア沿岸の組織的探査をはじめとして、極めて特殊な対策が義務づけられている。古代船の残骸の引き上げは、海底から回収された残存物を収容できる場所と特別な必要設備を、あらかじめ整えてから着手しなければならない。それは特に木製部分に要する長時間のクリーニングや、特殊な強化剤の浸潤、一定の空調と温度の設定などの特殊な処置が可能な設備である。水没した船の引き上げと収容の方式は、特に近年この分野で国際的に得られた経験も考慮に入れながら、残存物の特殊な状態に応じてその都度研究される必要がある。こうした特殊な発見状況においては、通常の考古学的地中探査と同じように、発掘品の種類と材質によってそれらの保存と修復には特別の要件が考慮されなければならない。たとえば陶器類やアンフォラの場合、内容物の残滓や痕跡の特定を可能にするためのあらゆる方策がとられるべきであろう。それらは、交易の歴史や古代の生活に関する貴重な資料となる。また特にアンフォラの胴部に銘が書かれ

ている場合は、その照合や定着に特別な注意が払われなければならない。

地中の考古学的探査を実施するとき、発見物の収容と記録に関する規則は、正確には発掘の方法論に関わる規定の中に入るが、修復に関しては、遺物が非常に壊れやすい場合、発掘作業中にそれらをただちに保存し、今後の保全と最終的な修復の可能性を確実なものとする方策をとらなければならない。ストッコ、絵画、モザイク、貴石象嵌の装飾が分解した状態で発見された場合は、その後の作業室での再構成と修復を容易にするために、取り出す前と間に、石膏の流し込みやガーゼと適切な接着剤によって、それらを一体の状態に保つ必要がある。ガラス類の収容においては、割れやすいため発掘中は一切クリーニングを行わないことが望ましい。陶器とテラコッタに関しては、水洗いや性急なクリーニングにより絵付けやワニス、銘の存在を損なわないことが肝要である。金属の製品や断片を、特にそれらが酸化している場合に集めるのには特別な繊細さを要し、補強の手段のほかに、適切な支持体を使用することもある。繊維の痕跡や圧痕がある場合にも、特別な注意を払う必要がある。すでに広く効果的に実証されている手法であるが、地中に残された空洞に石膏を流し込み、植物や腐りやすい有機物質の雌型を取るという方法は、とりわけポンペイの考古学的調査において用いられた。

これらの規則を実践するため、発掘作業の間、発掘品の収容と定着作業という最初の介入に、必要なときにすぐに対応できる修復士が確保されなければならない。

特に絵画やモザイクのように、元来の場所に残されたり、剥離後に元の場所に戻される芸術作品の修復の問題は、特別の注意をもって検討される必要がある。気候や大気、温湿度の条件に合わせて、様々な種類の支持体、枠組み、接着剤が試みられ、良好な結果が得られている。これらによって絵画は、壁との直接の接触を避け、取り付けを容易にし、保存を確実にしながら、古い建物内の適切な環境に設置することができる。いかなる場合も補完は避け、欠損部には粗い漆喰と類似した色をつけるべきであり、同様に、色を鮮やかにするためにワニスや蠟を使うことも、それらは常に変質しやすいため避けるべきであり、オリジナルの表面を丁寧にクリーニングするだけで十分である。

モザイクに関しては、可能であれば、装飾の一部を成していた元の建物の中に戻すのが望ましく、その場合、ストラッポ[剥離]を行った後、酸化しない金属の芯を入れてセメントで固める方式が適切、かつ環境作因に対する耐久性があるとされている。ストラッポは、現代の方法では大きな面積でも切断せずに行うことができる。一方、美術館に展示されるモザイクには、軽量で耐久性があり、取り扱い易い素材の「サンドウィッチ方式」の支持体がすでに広く使用されている。

壁画が描かれた屋内空間（先史時代の洞窟、墓室、小空間）には、気候の変化に起因する危険から守る特別な必要がある。この場合、絵画を良好に保存するには、二つの基

本要素を一定に保たなくてはならない。つまりその環境の湿度と温度である。これらはその環境とは関係のない外的な要因、特に見学者の混雑、過度の照明、外気の激しい変動によって容易に変わる。それゆえ、保護すべき古代の室内空間と外部空間との間に空気調整室を設置するなど、見学者の入場についても特別な予防策を検討することが必要となる。こうした予防措置はすでにフランスやスペインの先史時代の壁画のある洞窟の入口に適用されており、イタリアの多くの壁画遺跡（タルクィニアの墓）にも適用するのが望ましい。

考古学的モニュメントの修復では、修復憲章および建造物の修復管理に関する準則に含まれる一般的な規則の他に、特殊な古代技法に関わる幾つかの要件を考慮に入れるべきだろう。特に一つのモニュメントの修復を完結させるためには、必然的に歴史研究も行い、試掘から基礎の発見へと展開させ、建造物それ自体の変遷と経過に関する貴重なデータを提供できるよう、作業は層位学的方法を用いて実施しなければならない。

乱石積み[opus incertum]、擬網目積み[quasi reticulatum]、網目積み[reticulatum]、整層積み[vittatum]による外壁の修復については、同じ質の凝灰岩や同じ種類の凝灰岩の切り石を使用するのであれば、修復部分の表面は僅かに低くすべきであり、煉瓦の外壁の場合は、現代の煉瓦の表面を鑿で削るか筋目をつけることが適切であろう。切石積みの建造物の修復には、同じ石の破片をモルタルに混ぜて固め、表層は同じ石の粉末を用いて自然な色調にした、古代の寸法の切石を再現する方式が好んで試みられた。

現代の修復で補完部分の面を低くする方法に代わるものとしては、修復部分の境界をはっきり示す溝を作るか、薄い帯状の異なる材質を挿入するのが有効であろう。また、現代の表面に鑿で適切に刻み目をつけて、新しい材質の表面に差異をつける処置も多くの場合推奨できる。

最後に、それぞれの修復箇所に日付入りのプレートを取りつけるか、略号ないし特別な印を刻むのが適切であろう。

修復するモニュメントと同じ材質の粉末で表面を覆ったセメントの使用は、モニュメントの種類に応じて保つべき肌理や色調を研究することにより、大理石や凝灰岩や石灰岩の古代円柱の補完にも有用なものとなろう。ローマ時代の遺跡では、白大理石はトラヴェルティーノ[トラバーチン]あるいは石灰岩で補完できることがすでに試され成功している（ティトゥス帝凱旋門におけるヴァラディエの修復）。古代の、特にアルカイック期や古典時代のモニュメントでは、修復部分に様々な時代の異なる材質を組み合わせることは避けるべきであり、色彩的にも不調和で不快な結果となるが、モニュメントを構築している材質と同じ材料を異なるやり方で用いるために様々な工夫することは可能であり、修復でそのように行うことが望ましい。

考古学的モニュメントの特殊な問題として、崩れた壁の上面を覆う方法がある。壁に関してはまず廃墟の破損した外形を維持する必要があり、石や煉瓦の破片を混ぜたモルタルを一層塗る方法が試されてきたが、美的観点からも大気に対する耐久性の観点からも最良の結果が得られると思われる。建築物の材質や野外彫刻の強化の一般的な問題に関しては、取り返しのつかない損傷をまねくような、十分に確証されていない方法による実験は避けるべきである。

考古学的モニュメントの修復と保存のための対策は、イタリア国内における極めて差異の大きい、多様な環境の気候条件に関連しても研究されなければならない。

附則B

建造物の修復管理に関する準則

モニュメントに時宜を得た維持作業を行うことによって寿命を延ばし、損傷の悪化を防げることから、予防的性質の措置としても、広範にわたる介入を避けるためにも、不動産の継続的な管理をできる限り注意して行うことが求められる。

また、あらゆる修復処置は保存という本質的な枠組みにおいて検討する必要があることに留意し、付加的要素を尊重し、いかなる創造的な介入も復元も避けるべきである。

同じくモニュメントの存続を保証する目的のため、歴史的・芸術的価値に抵触しない限りにおいて、古い記念建造物の新たな活用の可能性も慎重に検討する必要がある。改造工事は最小限に抑えねばならず、細心の注意を払って外観の形状を保存し、類型学的特性、構造組織や内部経路の順路に著しい変更をきたすことは避けなければならない。

建築作品の修復計画立案にあたっては、当該モニュメントについて、オリジナルの部分についても、付加や変更部分についても同様に、様々な観点から（地域的文脈や都市構造における位置、類型学的側面、外観と形態の特性、構造上の仕組みや特質など）、あらかじめ入念な研究を行わなければならない。この研究は、あらゆる可能な歴史的データを得るために、文献学的、図像学的、史料学的調査等によって補完される。修復計画は完全な図面と写真に基づくべきであり、基本設計図と比例体系について度量学的にも解釈されるべきである。修復計画には、安定状態を検証するための綿密で特殊な研究も含まれる。

モニュメントの修復に関わる工事の実施は、極めて繊細な作業が多く、常に大きな責任を伴うため、専門の業者に委託されるべきであり、支払いも「分量あたり」や「賃金払い」で計算するのではなく、「一括払い」で行われるべきであろう。

修復は、良好な工事を保証し、新たな事実や問題、石造建造物の倒壊が生じたときには直ちに介入できるように、継続的に管理され監督されなければならない。これはつまり、特につるはしやハンマーで作業する場合に、以前に気付かれなかったり事前調査で見落とされていた、しかしながら建造物の知識やその修復方針にとって間違いなく有用である要素が消え去ってしまうことを避けるためである。とりわけ工事監督者は、塗装部分を削り取ったり漆喰を除去したりする前に、壁面やヴォールト天井の当初の顔料や彩色であるかもしれない、装飾のいかなる痕跡についてもその存在の有無を確認しなければならない。

修復の根本的な要件とは、構成要素の真正性[オーセンティシティ]を尊重し守ることである。この原則が作業上の選択を導き条件づけなければならない。たとえば、壁体が垂直でない場合に、たとえ解体と再構築が一刻の猶予もなく必要とされていても、予備的な調査を行ない、当初の壁体を取り替えることなしにまっすぐに立て直す可能性を探るべきである。

同様に、浸食を受けた石材の取り替えも重大な必要性が立証された場合にのみ行うべきであろう。

壁の化粧仕上げの取り替えや補完を必要最小限の範囲で行う場合は、新規の部分の材料を区別するか、表面を差異化することで、オリジナルの要素から常に識別できるようにしなければならない。一般には、介入した範囲を示す証拠として、補完部分の境界に沿って明瞭で消えることのない連続した印をつけることがよくなされている。こうした区別は、さまざまな場合に応じて、適切な金属の薄片や、連続的に配列した煉瓦の破片、はっきりとした幅をもつ深い溝によっても得ることができよう。

石やその他の材質の補強は、中央修復研究所が長期にわたって試験してきた方法が実質的な保証を与える場合には、実験的に試みられてしかるべきであろう。保存状態の悪化を防ぐためには、あらゆる予防的措置が講じられなければならない。同様に損傷の原因を取り除くためにも、あらゆる介入措置が施されなければならぬ。たとえば、湿気により膨張した鉄の錠やボルトによって石が割れているのに気づいた場合には、速やかに損傷した部分を取り外し、鉄の部材をブロンズか銅で置き換えるのが良いであろう。あるいは酸化しない鋼であればさらに望ましく、石に染みをつくらぬという利点がある。

建物の外部や広場に設置された石造彫刻は監視の下に置かねばならず、可能なときには、上述の手順を通じて、補強や一時的でも保護の試験済みの方法を適用して介入する。それが不可能な場合には、彫刻を屋内に移動する方が良いであろう。

石もしくはブロンズによる噴水彫刻を良好に保存するためには、水の石灰分を除去す

ることが必要であり、それによって石灰質の皮膜形成や損傷を与えやすい定期清掃を避けることができる。

石のパティナは、歴史的、美的、そして技術的に明らかな理由から保存されなければならない。というのもパティナは概して保護の役割を果たしており、浸食はパティナの欠如部分から始まることが証明されているからである。石の上に堆積した物質——屑、埃、煤、鳩の糞など——は植物性のブラシや低圧力の空気噴射のみを用いて除去することができる。すなわち金属製のブラシ、やすりは避け、同様に天然の砂、水、蒸気の高圧噴射も概して避けるべきであり、いかなる性質のものであれクリーニングは勧められない。

附則C

絵画と彫刻の修復に関する準則

予備的作業

どのような絵画作品や彫刻作品に対しても、あらゆる修復処置に先立って最初に行うべき作業は、保存状態の詳細な確認である。この確認作業には、オリジナルであれ付加物であれ、作品を構成していると考えられる様々な物質の層の検証があり、層形成、修正、付加が行われた様々な時代の大まかな確定も行われる。次いで報告書を作成するが、これは修復計画全体の一部分をなすとともに修復日誌の序論をなす。次いで、作品に関して行うべきことは、修復処置前の状態を記録するのに不可欠な写真撮影である。写真撮影は、場合に応じて、自然光だけでなく、単色光、単純な紫外線ないしフィルターを通した紫外線、赤外線を用いて行われる。肉眼で画像の重なりが観察できない場合でも、軟エックス線による撮影は常に勧められる。可動絵画の場合には、作品の裏面も撮影すべきである。

もし写真記録から問題となる要素が見出された場合は、修復日誌に注記するべきであり、検討課題として提起されねばならない。

写真撮影を行った後、重層構造が見られたり地塗り層を検査する必要がある場合には、クロスセクションを作製するために、作品の主要でない箇所において、支持体までの全ての層を含む最小限の試料採取を行わねばならない。

画面の保存状態の考察については、自然光による写真にその正確な位置を示すべきであり、修復日誌にその写真に関するメモを記す。

壁画や、石、テラコッタ、その他の（不可動の）支持体に描かれた絵画に関しては、支持体に含まれる水分の状態を確認するため、壁のモルタルと混合砂利から試料を採取し、その湿度を測定するなどして、それが浸透による水分なのか、結露あるいは毛細管現象によるものなのかを特定する必要があるだろう。

黴の発生が見られたり、推定される場合は、これについても微生物学的分析がなされる必要がある。

彫刻に特有の問題としては、彩色やワニス層のある彫刻作品でない場合、制作された材質の保存状態を確認し、場合によってはエックス線撮影を行う必要がある。

修復処置の実施に際しての留意点

予備的調査を行うことで、単純なクリーニング、絵具の定着化、加筆の除去、移し替え、断片の再構成などの修復処置に、正しい方向づけが与えられたであろう。絵画にとって調査は極めて重要であるが、使用された技法について常に科学的な解答を得られるわけではない。したがって、修復対象の絵画に用いられた技法に関して、経験的であり科学的でない事実に基づいているというだけの曖昧な認識から、修復に使用する材料に対する慎重さや実験を無駄なものと考えてはならない。

クリーニングは、原則的に二つの方法で行うことができる。すなわち、機械的手段と化学的手段である。可視性や、絵画に対する直接的な介入やコントロールの可能性を奪う手段は常に排除すべきである（ペッテンコファの方法やその類のように）。

機械的手段（メス）は、常に拡大鏡で確認しながら使用しなければならない。それは、必ずしもレンズを絶えず覗いていなければならないというわけではない。

化学的手段（溶剤）は、直ちに中和ができる性質をもち、絵具層の中に長いあいだ残留しないよう、揮発性をもつものでなければならない。クロスセクションに、絵画のオリジナルのワニスと推定される層が一層でも見出される場合は、溶剤がオリジナルのワニスに影響しないことを確認するために、使用前に実験を行う必要がある。

クリーニングに取りかかる前には、いかなる手段で行うにしても、支持体の種類に関わらず、作品の安定性について綿密に調べ、浮き上がった部分や剥離しそうな部分は接着する必要がある。こうした接着作業は、場合に応じて、接着剤を局所的に施すか、あるいは接着剤の溶液を均一に塗布してなされるが、この溶液は、絵画の保存にとって危険のない安定した熱源を用いて確実に浸透させることができよう。接着を行った後は、画面からあらゆる接着剤の残留物を取り除くことが鉄則である。そのためには、接着後に拡大鏡を用いて細部にわたる点検を行う必要があるだろう。

支持体に施す処置のため、画面全体に表打ちをする必要がある場合、その表打ちは、浮き上がりや剥離を起こしそうな箇所の補強を行った後に、ごく容易に溶解可能で、上記の補強に使用したものとは異なる接着剤を用いて行うことが絶対条件である。

絵画の支持体が木材で、キクイムシやシロアリなどに侵されている場合には、絵画に損害を与えずに虫を駆除するのに適したガスで燻蒸しなければならないであろう。液剤の含浸は避けなければならない。

可動絵画について、支持体の状態や下塗り[インプリミトゥーラ]、あるいはその両者の状態が、破棄もしくは支持体の除去や下塗りの交換を必要とする場合、下塗り層を薄くするだけでは十分ではないため、メスを用いて手作業で古い下塗りを完全に除去しなければならない。ただし、支持体のみが破損し下塗りは良好な状態である場合を除く。下塗りを保存することは、それが可能な場合、絵画面のオリジナルの構造を保つため常に望ましい。

木製の支持体の交換が不可欠である場合には、心材で作られた新しい支持体と交換することは避けるべきである。またその支持体の膨張率が、除去される支持体のそれと異なることが絶対に確実である場合にのみ、硬い支持体への移し替えを推奨することができる。いかなるときも絵具層を移し替えた布を支持体に固定する接着剤は、絵画にも、また絵具層を移し替えた布に結合している接着剤にも悪影響を与えることなく、容易に溶解しうるものでなければならない。

オリジナルの木製の支持体が、良好な状態でありながら歪みの矯正や補強や裏面への格子取り付け[parchettatura]を必要とする場合、絵画の美的享受のために必ずしも不可欠でなければ、古くて安定している木材には介入しないほうが常に良いことに留意すべきだろう。介入するのであれば、木材の繊維の状態を尊重する、厳密な技術工学的法則に基づいて行う必要がある。これについては断面試料を採取し、植物学的な種類を特定し、その膨張率を知らなければならない。いかなる付加も、乾燥させた木の小片を組み合わせて行うべきであり、こうすることで新材を受ける古い支持体にできるだけ負担を与えないようにする。

格子取り付けは、どのような材料で行われる場合も、基本的にその上に固定される木材の自然な動きを妨げないものでなくてはならない。

カンヴァス画の場合、移し替え[trasporto]を行う場合には、傷んだカンヴァスを徐々に注意深く取り除き、下塗り（または地塗り）があるときは、板絵の場合と同じ基準に従う必要がある。地塗りのない絵画で、非常に流動性のある絵具で支持体の上に直接描かれている場合には（リュベンスの習作のように）、移し替えは不可能であろう。

裏打ちの作業は、どのような方法で行う場合も、絵具層に過度の圧力や高すぎる温度

を与えることは避けるべきである。カンヴァス画を硬い支持体に貼り付ける処置（マルフラージュ）は絶対に避けなければならない。

木枠は、適切な張り具合を確保できるだけでなく、可能であれば、湿温度の変化によって張りが失われたときに、自動的に均衡が戻るよう考案される必要がある。

壁画の修復作業における留意点

可動絵画の技法の特定は、解明不可能な調査となることが時折あり、今現在、テンペラ、油彩、エンカウスティック〔蠟画〕、水彩、パステルといった一般的分類についても難しい。壁画は人の手で作られた壁か、大理石や石などの上に直接描かれるものであり、使用された「媒剤」の特定が（古代の壁画のように）問題にならないわけではないが、むしろクリーニングや絵具層の接着、ストラップ〔絵具層からの剥離接着〕やディスタッコ〔漆喰層全体の剥離接着〕といったあらゆる処置を実施するために、より一層不可欠である。とりわけストラップやディスタッコを行わなければならない場合、溶解性のある接着剤を用いて表打ちを施す前に、その希釈剤が修復すべき絵画の「媒剤」を溶かしたり変質させたりしないことを確認することが必要である。

また、壁画が色によってブオン・フレスコ〔漆喰が湿っている状態のときに描く技法〕で描くことができずテンペラで描かれている部分には、予防的に絵具層を接着することが不可欠であろう。

時として、壁画の絵具の粉末化が進行していることがあるが、その場合は粉末化したオリジナルの絵具をできるだけ取り去らないように、埃の除去にあたっては特別の注意が必要となるだろう。

絵具層の接着については、有機物ではなく、オリジナルの色調をできるだけ変化させない、経年による不可逆性のない接着剤を選ぶ必要がある。

除去した埃は、黴の発生が見られるか、その発生の原因は何なのかを知るために検査する必要がある。黴の原因が確認でき、適切な殺菌剤が見つかったときは、それが絵画に損傷を与えず容易に除去できることが保証されなければならない。

やむを得ず絵画を支持体から剥がさざるをえない場合、同じ成功の確率をもつ方法のうちでは、ストラップを選択すべきであろう。そうすれば、フレスコ画の場合、下図のシノピアを得られるかもしれないし、またひどく劣化したイントナコから絵具層を解放することができるからである。

絵具層を接着する新しい支持体については、安定性、不活性、そして中性（酸性も塩基性も示さない）が最大限に保証されなければならない。また、それは絵と同じ寸法で

作られる必要があり、つなぎ目があってはならない。つなぎ目は、経年とともに不可避免的に画面に突出してしまうからである。絵具層に密着させた布を新しい支持体に固定する接着剤は、絵画を傷めることのない溶剤によってごく容易に溶解するものでなければならない。

移し替えた絵画を布に接着しただけの状態では保存することが望まれる場合は、当然のことながら補強を行い、木枠は、気候などいかなる要因による変化を受けても、最大限の安定性と柔軟性をもって、自動的に張り具合が調整できるような、しかるべき材料と方法によるものを研究する必要がある。

絵画ではなくモザイクを剥離する場合、モザイク片は完全には平らな面をなしていないが、それらはオリジナルの配置どおりに並べられ定着されることが保証されなければならない。表打ちや支持枠を施す前に、モザイク片の保存状態を確認し、状態によっては補強を行う必要がある。表面の起伏など構造的特徴の保存には特別な注意が払われなければならない。

彫刻作品の修復作業における留意点

彫刻の制作に用いられた材料や技法（大理石、石、ストゥッコ、紙張り子、テラコッタ、彩釉テラコッタ、塑像、彩色塑像など）を確認した後、彩色のない部分にクリーニングが必要な場合、たとえ素材に影響を与えなくとも、パティナを損なうようなクリーニングは避けるべきである。

したがって、地中から発掘もしくは水中（海、川など）から発見された場合に、彫刻の表面に付着物質があれば、これらはなるべく機械的手段によって除去すべきであろう。もし溶剤を用いるのであれば、それは彫刻の素材に影響しないことはもちろん、残留しないものでなければならない。

木製の彫刻が崩壊しそうな状態の場合、補強剤の使用は木材のオリジナルの外観の保存を優先して行わなければならない。

木材がクイムシやシロアリなどに侵されているのであれば、適切なガスを用いて燻蒸を行う必要がある。液剤の含浸はできるだけ避けるべきである。それは彩色部分がない場合でも、木材の外観に変化を与えかねないためである。

断片に分かれた彫刻の場合、心棒や支持材などを使う際には、酸化しない金属の選択が条件とならねばならないだろう。ブロンズ作品については、良性のパティナ（アタカマイト、マラカイトなど）の保存に特別な注意を払うことが望まれる。というのも、良性のパティナの下には腐食の進行段階が見られないためである。

修復後の美術作品を設置する際の一般的注意

修復が、作品の置かれていた場所の全般的な温湿度状態や特に壁によって引き起こされた場合、そして、その場所ないし壁が美術作品の保存と保全を保証するしかるべき処置（改修、空調化など）を受けていない場合、修復された作品を元の場所には決して戻さないのが絶対的法則である。

附則D

「歴史的中心地区」[Centro Storico]の保護に関する準則

「歴史的中心地区」の特定にあたっては、伝統的に了解されている古い都市「中心部」に留まらず、より一般的に、人間のあらゆる居住圏が考慮に入れられなければならない。この居住圏は、その構造が一体であれ断片的であれ、歳月のなかで部分的に変形したものであれ、過去に造り上げられたものであり、その後の時代のものであっても、歴史的証言としての特別な価値や都市計画的ないし建築学的に際立った特質を有しているものである。

歴史的特質は、価値を豊かにしたり高めたりできる固有の芸術的ないし形態的な長所や特殊な環境的側面とは別に、前述の居住圏が過去の文明についていかなる証言、都市文化についていかなる記録を提供してくれるかという関心に関与している。なぜなら、建造物だけでなく、都市構造もそれ自体の意味と価値を有しているからである。

歴史的中心地区における修復介入は、通常の方法や特別な手段を用いて、これら複合体を特徴づける価値について時間の中での永続を保証するという目的を持っている。したがって修復は、個々の建造物や個々の環境の形態的特徴だけを保存する処置に限定されてはならず、都市組織全体の特性や、それらを決定づけるあらゆる要素の実質的な保存にまで広げられなければならない。

当該の都市組織が将来にわたって継続し、その中における現代市民の生活が発展しながら適切に保全されるためには、何よりも歴史的中心地区がより広い都市的、地域的な文脈において、また将来の発展との関係や繋がりにおいて再編される必要がある。これには都市計画活動を調整し、地域的介入の適切な計画立案を通じて、歴史的中心地区の保全と再生を都市の外側から開始する目的もある。こうして上記の介入（都市計画の手段により実行される）を通じて、新しい都市組織では、保存的再開発という意味での再

生にとって適切でない機能は歴史的中心地区から取り除かれる形となるだろう。

調整は、より一般的な環境的地域的文脈の保全の必要性との関係においても検討されなければならない。こうした文脈が、我々に伝えられた歴史的構造と密接に結びつく特別に重要な価値を帯びている場合はなおさらである（たとえば、フィレンツェを取り囲む丘陵、ヴェネツィアの潟、ポー川流域のローマ時代の土地区画跡、プーリアのトゥルッリ地区など）。

都市組織全体の保全は、個々の要素の保全を通じて行われるわけだが、それらに関しては、建物の要素はもちろんのこと、それ以外の外部空間（道路、広場など）や内部空間（中庭、庭園、自由空間など）を構成する要素、その他の重要な要素（壁、門、城塞など）に加え、程度の差こそあれ、それら全体を特徴づける自然の要素（周辺の自然、水流、地形学的特異性など）も考慮に入れるべきである。

都市組織の一部となっている建物の要素は、建築的あるいは環境的な表現を特徴づける形態的側面だけでなく、時間のなかで建物の要素それ自体の用途を特徴づけてきた機能の表現としての類型学的特性も同様に保存されなければならない。

全ての修復介入の前には、都市計画的、建築的、環境的、類型学的、構造的などのあらゆる価値を確認するために、入念な歴史的・批評的解読の作業を行う必要がある。その結果は、歴史的中心地区と規定された複合体全体に対して均一な基準で処置を行うための修復処置の区分確定はもちろんのこと、都市計画レベルと建物レベルの様々な異なる介入段階を特定し、必要な「保存的再開発」を評価するための根拠となる。

これに関連して明確にしておく必要があるのは、保存的再開発とは、とりわけ、街路・建物の構造全般の維持（標識の維持、道路網、街区の境界の保存など）を意味すること、さらに、きわだって重要なモニュメントや環境の外観の総体的保存と、それ以外の建物の要素や個々の建物組織が現代生活の要求への適応をもたらす、環境の一般的特質の維持を意味することである。その場合、部分的であれ、建物要素の代替はごく例外的と考えるべきであり、また歴史的中心地区の構造の一般的特質の保存と適合しうる範囲にとどめるべきである。

都市計画レベルでの介入の主な種別は次の通りである。

(a)「都市計画的再構築」。統一体をなす地域構造や都市構造との関係を欠く箇所を検証し、場合によって修正することを意味する。とりわけ重要なのは、歴史的中心地区が過去と現在において果たす地域的・機能的役割の分析である。この意味で、歴史的中心地区と都市発展、そして現代の建物の間に存在する関係の分析と再構築に関して、特に

機能的な観点から、行政的機能の適合性に配慮しつつ特別な注意が払われなければならない。

都市計画的再構築の介入は、歴史的な中心地区自体の混乱と荒廃をひきおこす機能やテクノロジーの優先、もしくは一般的な利便性優先の流れから、歴史的な中心地区を解放することを目指さなければならない。

(b)「街路の再編」。都市構造を形づくる街路の接続や交通の流れの分析と再検討を指す。その主要な目的は、歴史的な中心地区の病的側面を減らし、かつての都市構造と適合した機能をもつ利用に結び付けることにある。

歴史的な中心地区における生活の必要性と密接に結びついた、設備や公共サービスを導入する可能性が考慮されなければならない。

(c)「都市施設の見直し」。これは建物と外部空間を均質に結びつけるための、道路や広場、存在するあらゆる自由空間（中庭、内部空間、庭園など）に関与する。

建物レベルでの介入の主な種別は次の通りである。

(1)「建物の安定性と衛生面の改善」。建物の構造の維持と、それらの均衡のとれた使用を目的とする。そのための介入は、建造物の修復管理に関する準則に則った技術と方法、留意点にしたがって実施されなければならない。この種の介入では、建物全体の類型学的、構造的、機能的特質を尊重し、建物の特性を変えるような変更を避けることがとりわけ重要である。

(2)内部構造の「機能刷新」は、建物の機能維持にとって不可欠な箇所のみ許容されるべきである。この種の介入では、建物の類型学的・構造的な特質を尊重することが本質的に重要であり、建築構造を空洞化したり、建物全体の類型学的・構造的均衡を過度に歪める機能を導入するといった、建物の特性を変える介入は一切禁じるべきである。

以上に列挙した種別の介入のための実務手段には以下のものがある。

—歴史的な中心地区と地域的な中心地との関係、そして歴史的な中心地区と都市全体との関係を再構築する都市基本計画[piano regolatore generale]。

—歴史的な中心地区のより重要な要素の再構築に関する地区詳細計画[piano particolareggiato]。

—単一の街区、もしくは有機的な建物群全体を対象とした区画整理計画[piano esecutivo di comparto]。

※ []内は訳者による補足。

※ 本文は、『ヨーロッパ諸国の文化財保護制度と活用事例報告書[イタリア編]』、東京文化財研究所、pp. 177-186、平成 18 年に所収の翻訳を改訂したものである。

(森田義之・愛知県立芸術大学名誉教授)

(鳥海(大竹)秀実・東京文化財研究所保存科学研究センター近代文化遺産研究室 研究補佐員)